

○後志広域連合事務局設置に関する条例

平成19年4月24日
条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定により、後志広域連合事務局（以下「事務局」という。）の設置について定めるものとする。

(事務局の設置)

第2条 後志広域連合長の権限に属する事務を処理するため、事務局を設置する。

(委任)

第3条 この条例の実施に関し必要な事項は、後志広域連合長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。